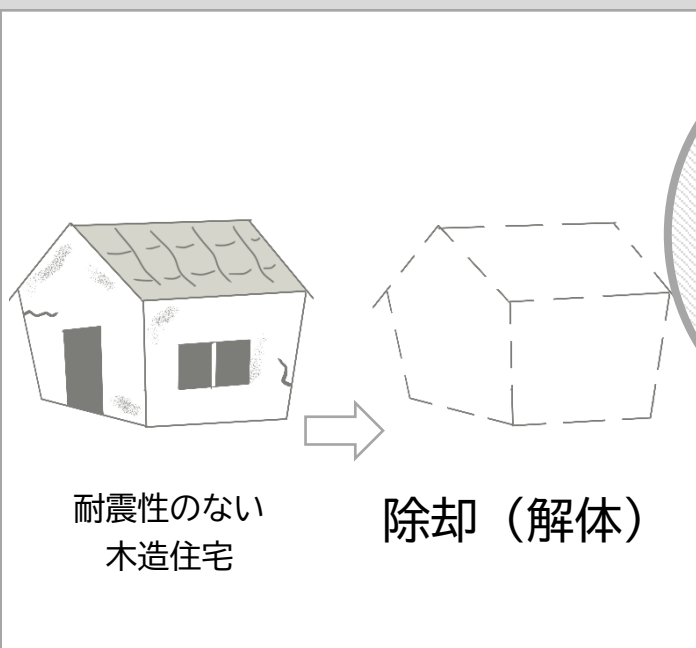


高知市木造住宅

除却工事補助制度

高知市では地震に強い安全なまちづくりを進めるために、旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建築され、耐震性のない（大地震が起きた場合に倒壊の危険性がある）木造住宅の除却工事を行う方に対して、除却工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援します。

高知市住宅耐震改修費等補助金交付事業
（木造住宅除却）



除却費用の補助金額
最大
30万円

建替え

土地活用

KENCHIKU
KOCHI
SHIDOUK&

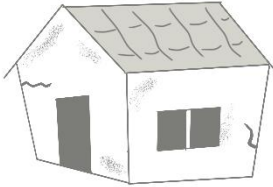
<お問合せ・申請先>

高知市役所 都市建設部 建築指導課
 住所 : 高知市本町5丁目1番45号（本庁舎5階）
 TEL : 088-823-9470 FAX : 088-823-9454
 HP : <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/>
 Mail : kc-171300@city.kochi.lg.jp



対象

1 住宅

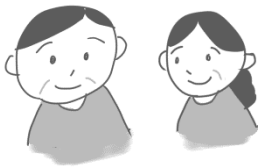


- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 住宅耐震診断の結果、住宅耐震診断上部構造評点のうち最小値が1.0未満と診断されたもの
- 又は、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票において地震が起こった場合に倒壊の危険性があると高知市が判断したもの
- 過去に高知市住宅耐震改修費等補助金（耐震工事）を受けたことがないもの

高知市の無料の住宅耐震診断は申請建物につき1回だけ利用可能

老朽住宅等除却事業補助金との併用もできません

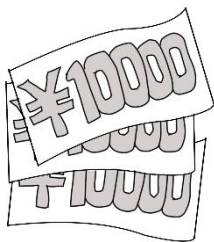
2 対象者



- 申請建物の所有者又は所有者の家族
- 高知県税及び高知市税を滞納していない方

<滞納がない証明書の発行先>
県税…高知県税事務所
市税…高知市役所資産税課
税務証明係

3 補助金額



- 次のいずれか少ない金額（1,000円未満切捨て）
- ア 除却工事費×23%
- イ 22,000円×対象住宅の延床面積（㎡）×23%
- ウ 30万円

昭和56年6月1日以降の増築部分は延床面積から除外します

4 工事

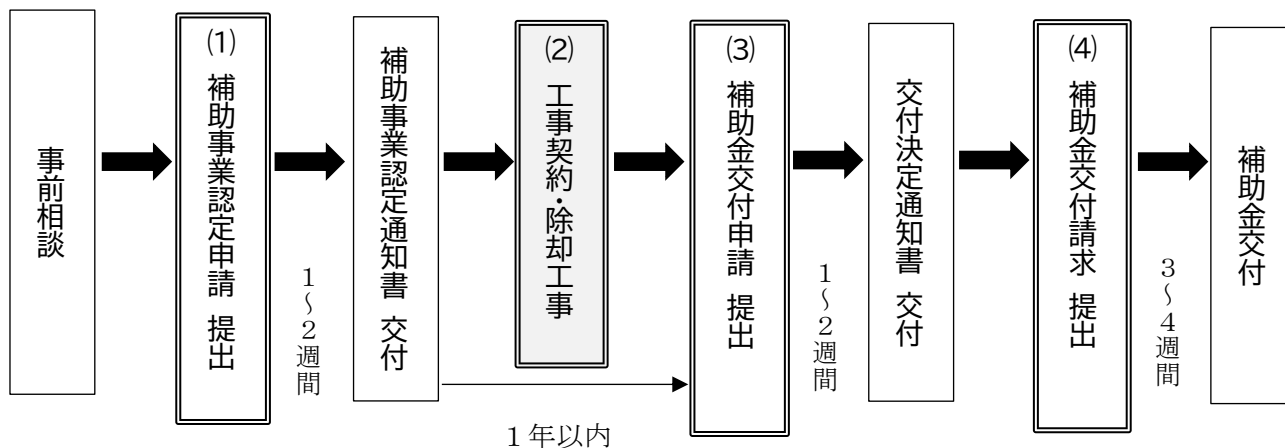


- 次の要件のどちらかに該当する施工業者と請負契約を結んで実施する除却工事が対象
- ア 建設業者（建設業法の許可業者）
- イ 解体工事業業者（建設リサイクル法の登録業者）

申請時に許可通知書又は登録通知書のコピーが必要です

補助申請の手続

1 手続の流れ



(1) 補助事業認定申請

- ア 補助事業認定申請書（除却工事）【第1号の2様式】
- イ 申請者の高知県税及び高知市税の滞納がない証明書
- ウ 住宅の所有者及び建築年月日が分かる書類

次の（ア）～（ウ）のいずれかを添付

- （ア） 建物の登記事項証明書（原本）（法務局で発行）
- （イ） 当該年度の土地・家屋課税台帳兼名寄帳（有料のもので原本）
- （ウ） 当該年度の固定資産税納税通知書の表紙及び固定資産税（土地・家屋）課税明細書

3か月以内に発行
されたもの

※クの耐震診断結果報告書を利用する場合のみ可能

- エ 事業計画書（除却工事）【別紙様式】
- オ 工事見積書
- カ 床面積求積図（診断時の面積または現状の面積）
- キ 現況写真（1～2枚程度）
- ク 耐震診断の上部構造評点のうち最小の値が1.0未満の耐震診断結果報告書，又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- ケ 委任状（業者等に手続を依頼する場合のみ）

事前相談時にお持ちください。

工事前後の写真を
撮るのを忘れずに！

(2) 工事契約・除却工事

認定通知書を受け取ったら，業者と契約し，除却工事に着手してください。認定通知書を受け取る前に契約・工事に着手している場合は，補助金を受け取ることができません。

工事の内容を変更・中止・廃止する場合は，補助事業変更等承認申請書【第3号様式】を提出し，承認を受ける必要があります。

(3) 補助金交付申請（認定通知日から1年以内に提出）

- ア 補助金交付申請書（除却工事）【第4号の3様式】
- イ 工事写真（工事前後が分かる全景写真）
- ウ 工事請負契約書（コピー）
- エ 産業廃棄物管理票（E票）（コピー）（E票の文字が不鮮明の場合はA票のコピーも必要）
- オ 工事代金領収書（コピー）
- カ 請求及び受領に関する委任状【第8号の2様式】（代理受領制度を利用する場合のみ）

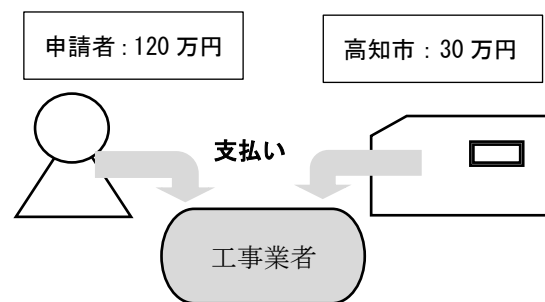
(4) 補助金交付請求

- ア 補助金交付請求書（除却工事）【第6号の2様式】
※代理受領制度を利用する場合は【第7号の2様式】
- イ 口座振替申出書【別紙様式】

2 代理受領制度とは…

申請者が受け取る予定の補助金を、直接市から工業者に支払う制度です。これにより、申請者は工事補助対象金額と補助金額の差額を支払うだけで良いことになります。

例：除却工事補助対象金額 150 万円の場合



3 その他

- 各申請書等の様式は建築指導課のホームページに掲載しております。また、建築指導課の窓口でもお渡しできます。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/58/mokuzouzyokuyaku0504.html>

木造住宅の除却工事の補助制度

🔍 高知市 木造住宅 除却 補助

- 各申請は窓口のみでの申請となりますが、遠方により来庁できない場合は除却工事を予定している業者等に委任することも可能です。（委任状が必要）
- 建物が除却されたことで、翌年度からの土地に対する固定資産税の税額が増額になる場合があります。詳しくは高知市資産税課（088-823-9425）にお問合せください。
- 建物の除却工事が完了した後に、業者に建物が取り壊されたことを証明する書面（建物取壊証明書）などを交付してもらい、法務局で建物滅失登記（登記している場合）の手続を行うことをお勧めします。

木造住宅除却工事補助制度

Q & A

Q	対象となる住宅はどのようなものですか？										
A	対象は昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建てられた木造住宅（長屋・共同住宅を含む）です。軽量鉄骨，鉄筋コンクリートで建てられた住宅は対象になりません。また，木造であっても倉庫や蔵，トイレや風呂のみなどの建物も対象になりません。										
Q	プレハブ住宅は対象になりますか？										
A	丸太組構法，工業化住宅（プレハブ住宅等），ハウスメーカーが建築した枠組壁工法の住宅は対象になりません。										
Q	木造住宅の耐震診断を受けたいのですがどうすれば良いですか？										
A	木造住宅耐震診断士派遣申込書をご提出ください。申請から診断報告書を受領するまで2～5か月かかる場合がありますのでご注意ください。詳しくは高知市木造住宅耐震診断士派遣事業のパンフレットをご覧ください。										
Q	住宅耐震診断上部構造評点とはなんですか？										
A	耐震診断士が作成する耐震診断結果報告書には建物の概要，壁や柱等の耐力値などが記載されています。上部構造評点とは，耐震診断の結果を点数化したものです。										
Q	上部構造評点（最小値）1.0 未満とはどのような住宅ですか？										
A	上部構造評点は4段階にわかれており，以下のような判定となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評点</th> <th style="text-align: center;">判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5 以上</td> <td>◎倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>1.0 以上～1.5 未満</td> <td>○一応倒壊しない</td> </tr> <tr> <td>0.7 以上～1.0 未満</td> <td>△倒壊する可能性がある</td> </tr> <tr> <td>0.7 未満</td> <td>×倒壊する可能性が高い</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上の 1.0 未満と診断された住宅が対象となります。</p>	評点	判定	1.5 以上	◎倒壊しない	1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない	0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある	0.7 未満	×倒壊する可能性が高い
評点	判定										
1.5 以上	◎倒壊しない										
1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない										
0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある										
0.7 未満	×倒壊する可能性が高い										
Q	過去に高知市の耐震診断を受けましたが，評点が 1.0 以上でした。もう一度耐震診断を申し込むことはできますか？										
A	過去に高知市の耐震診断制度を利用した場合は，再度利用することはできません（所有者が別であっても不可）。										
Q	高知市の耐震診断を申し込まずに個人で診断士に診断を依頼しても良いですか？										
A	かまいません。個人で依頼した場合は有料となります。ただし『2012 年改定版高知県木造住宅耐震診断マニュアル』に基づいて診断されたものに限ります。										
Q	容易な耐震診断調査票を利用したいのですが，遠方のため写真を撮ることができません。どうすれば良いですか？										
A	高知市が現在の状態を判断するため写真は必須です。所有者等が撮影できない場合は解体業者にお願いするなどしてください。										

木造住宅除却工事補助制度

Q & A

Q	老朽住宅除却補助金との違いはなんですか？
A	老朽住宅除却補助金は、老朽化して倒壊の危険性が高い空き家が対象となります。
Q	建物の登記をしていませんが申請はできますか？
A	建物の登記をしていない場合は、土地・家屋課税台帳兼名寄帳（以下名寄帳）に建物が記載されていれば申請できます。名寄帳に記載されていない場合は資産税課家屋係で登載手続きが必要となります。
Q	所有者が死亡していますが、誰が申請者となりますか？
A	所有者の相続人や家族が申請者となります。
Q	建物の名義が法人であっても申請できますか？
A	申請できます。ただし、消費税相当額補償の要否判定※が必要となりますので詳しくはお問合せください。 ※消費税の全部または一部を補助対象とするかどうかの判定
Q	延床面積は登記簿上の面積を記載すれば良いですか？
A	耐震診断時の図面を元に記載してください。図面がない（不明）な場合は、現在の床面積求積図を業者に作成してもらってください。
Q	店舗併用住宅も対象になりますか？
A	店舗部分の床面積が延床面積の 1/2 未満であれば対象となります。
Q	昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築した部分は対象となりますか？
A	昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築した部分は対象外となり、延床面積から除きます。ただし、住宅の一部を残すことはできませんので、増改築部分も除却していただく必要があります。
Q	除却した建物の基礎は残しておいてもいいですか？
A	住宅の一部を残すことはできません。基礎も全て撤去してください。
Q	庭木や家具等の処分費は除却の見積書に含めてもいいですか？
A	庭木や建物内の残置物の処分費は対象外となります。ただし、ブロック塀等を一緒に除却する場合は、ブロック塀等の解体補助金を利用できる場合がありますのでご相談ください。（市道や避難路に面しているブロック塀等）
Q	廃棄物管理票（以下マニフェスト）がありません。どうしたらいいですか？
A	解体業者が保管していますので問い合わせてみてください。
Q	補助金はいつ振り込まれますか？
A	交付決定通知書を受け取った後に請求書を提出していただきますが、提出後 3～4 週間で指定の口座に振り込まれます。振込日はお知らせしておりませんので通帳記入等で確認をしてください。